

改正案	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">I 総 則</p> <p style="text-align: center;">2 定 義</p> <p>管制用システム(ATC systems) 航空交通管理管制官又は航空管制官が業務を行ううえで使用する、次に掲げるものをいう。</p> <p>ADEX：管制データ交換処理システム(ATC data exchange system) ARTS：ターミナルレーダー情報処理システム(Automated radar terminal system) ATFM：航空交通流管理システム(Air traffic flow management system) ASM：空域管理システム(Air space management system) FACE：飛行情報管理処理システム(Flight object administration center system) FDPS：飛行情報管理システム管制情報処理部(Flight data processing section) ICAP：管制支援処理システム(Integrated control advice processing system)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>MADE：多目的管制データ通信処理装置(Multiple ATS data communication equipment) RDP：航空路レーダー情報処理システム(Radar data processing system) TAPS：空港管制処理システム(Trajectory airport traffic data processing system) TEAM：航空交通管理処理システム(Trajectory enhanced aviation management system) TEPS：航空路管制処理システム(Trajectory en-route traffic data processing system) TOPS：洋上管制処理システム(Trajectory oceanic traffic data processing system) TRAD：空港レーダー情報処理システム(Terminal radar alphanumeric display system)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ポジションシンボル(Position symbol) <u>TEPS 又は TAPS 等に表示されたレーダーターゲットをいう。</u></p>	<p style="text-align: center;">I 総 則</p> <p style="text-align: center;">2 定 義</p> <p>管制用システム(ATC systems) 航空交通管理管制官又は航空管制官が業務を行ううえで使用する、次に掲げるものをいう。</p> <p>ADEX：管制データ交換処理システム(ATC data exchange system) ARTS：ターミナルレーダー情報処理システム(Automated radar terminal system) ATFM：航空交通流管理システム(Air traffic flow management system) ASM：空域管理システム(Air space management system) FACE：飛行情報管理処理システム(Flight object administration center system) FDPS：飛行情報管理システム管制情報処理部(Flight data processing section) ICAP：管制支援処理システム(Integrated control advice processing system) <u>IECS：航空路管制卓システム(Integrated en-route control system)</u></p> <p>MADE：多目的管制データ通信処理装置(Multiple ATS data communication equipment) RDP：航空路レーダー情報処理システム(Radar data processing system) TAPS：空港管制処理システム(Trajectory airport traffic data processing system) TEAM：航空交通管理処理システム(Trajectory enhanced aviation management system) TEPS：航空路管制処理システム(Trajectory en-route traffic data processing system) TOPS：洋上管制処理システム(Trajectory oceanic traffic data processing system) TRAD：空港レーダー情報処理システム(Terminal radar alphanumeric display system)</p> <p>デジタルモード(Digital mode) <u>レーダー画面上のデータ表示形式の一つで、表示データの全部がデジタル処理されたものをIECS 又はTAPS 等の表示装置上に表示することをいう。</u></p> <p>レーダーポジションシンボル(Radar position symbol) <u>IECS 又はTAPS 等のデジタルモードにおいて表示されたレーダーターゲットをいう。</u></p> <p>(新規)</p>	<p>IECS を削除</p> <p>「デジタルモード」削除</p> <p>「レーダーポジションシンボル」を削除し、「ポジションシンボル」を追加。 (PANS-ATMに準拠し名称変更)</p>

改正案	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">Ⅲ 管制方式基準</p> <p style="text-align: center;">(Ⅱ) 計器飛行管制方式</p> <p style="text-align: center;">8 法第94条の2第1項ただし書の許可</p> <p>【管制間隔】</p> <p>(3) a 管制区管制所等は、(1)の規定により許可を与えた VFR 機と関係航空機との間に、次に掲げるいずれかの管制間隔を適用するものとする。</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) (Ⅳ) 6 の規定による管制間隔。ただし、特別管制空域 B を飛行する VFR 機と関係航空機との間にあっては、次に掲げるレーダー間隔の最低基準を適用することができる。</p> <p>ア 関係機がカテゴリー I 航空機又はカテゴリー II 航空機の場合は、両機の一次レーダーターゲット、コントロールスラッシュ又はポジションシンボルのいずれも相互に接触させないこと</p> <p>イ 略</p> <p>(c) 略</p> <p style="text-align: center;">(Ⅳ) レーダー使用基準</p> <p style="text-align: center;">3 レーダー識別</p> <p>【レーダー識別の方法及び維持】</p> <p>(2)</p> <p>c TEPS 又はTAPS 等を使用してレーダー識別を行う場合は、a 又はbの方法によるほか、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(a) 識別しようとする航空機に特定の個別コードで応信することを指示し、当該ターゲットにデータブロックが自動的に付加されたことを確認する。</p> <p>(b) 既にデータブロックがターゲットに付加されている航空機の場合は、a 若しくはb 又は5 (3) bによりデータブロックが当該機のものであることを確認する。</p> <p>d TEPS 又はTAPS 等を使用している場合は、ターゲットに付加されているデータブロックを航空機の識別の維持のため使用するものとする。ただし、データブロックにコースト状態であることを示す略号が表示されている場合は、この限りでない。</p> <p>【レーダー識別に係る通報】</p> <p>(3) a (省略)</p> <p>b 次に掲げる場合は、原則として航空機の識別を消失したのとして当該機に対しその旨通報するものとする。</p> <p><u>(a) TAPS を使用する場合において、ターゲットがコースト状態となってから連続して8秒以上経過したとき。</u></p> <p><u>(b) TEPS を使用する場合において、ターゲットがコースト状態となってから連続して20秒以上経過したとき。</u></p> <p><u>(c) (a)又は(b)以外の場合において、引き続き3スキャン以上航空機の識別を維持</u></p>	<p style="text-align: center;">Ⅲ 管制方式基準</p> <p style="text-align: center;">(Ⅱ) 計器飛行管制方式</p> <p style="text-align: center;">8 法第94条の2第1項ただし書の許可</p> <p>【管制間隔】</p> <p>(3) a 管制区管制所等は、(1)の規定により許可を与えた VFR 機と関係航空機との間に、次に掲げるいずれかの管制間隔を適用するものとする。</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) (Ⅳ) 6 の規定による管制間隔。ただし、特別管制空域 B を飛行する VFR 機と関係航空機との間にあっては、次に掲げるレーダー間隔の最低基準を適用することができる。</p> <p>ア 関係機がカテゴリー I 航空機又はカテゴリー II 航空機の場合は、両機の一次レーダーターゲット、コントロールスラッシュ又はレーダーポジションシンボルのいずれも相互に接触させないこと</p> <p>イ 略</p> <p>(c) 略</p> <p style="text-align: center;">(Ⅳ) レーダー使用基準</p> <p style="text-align: center;">3 レーダー識別</p> <p>【レーダー識別の方法及び維持】</p> <p>(2)</p> <p>c TAPS 等又はIECS 表示装置を使用してレーダー識別を行う場合は、a 又はbの方法によるほか、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(a) 識別しようとする航空機に特定の個別コードで応信することを指示し、当該ターゲットにデータブロックが自動的に付加されたことを確認する。</p> <p>(b) 既にデータブロックがターゲットに付加されている航空機の場合は、a 若しくはb 又は5 (3) bによりデータブロックが当該機のものであることを確認する。</p> <p>d TAPS 等又はIECS 表示装置を使用している場合は、ターゲットに付加されているデータブロックを航空機の識別の維持のため使用するものとする。ただし、データブロックにコースト状態であることを示す略号が表示されている場合は、この限りでない。</p> <p>【レーダー識別に係る通報】</p> <p>(3) a (省略)</p> <p>b 次に掲げる場合は、原則として航空機の識別を消失したのとして当該機に対しその旨通報するものとする。</p> <p><u>(a) TAPS を使用する場合において、ターゲットがコースト状態となってから連続して8秒以上経過したとき。</u></p> <p><u>(b) (a)以外の場合において、引き続き3スキャン以上航空機の識別を維持するに足るターゲットが得られないとき。</u></p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">名称変更</p> <p style="text-align: center;">IECS 表示装置→TEPS 語順の修正</p> <p style="text-align: center;">IECS 表示装置→TEPS 語順の修正</p> <p style="text-align: center;">TEPS におけるレーダー識別消失 条件を追加</p>

改正案	現 行	備 考
<p><u>するに足るターゲットが得られないとき。</u></p> <p>c (省略)</p> <p style="text-align: center;">5 レーダー移送</p> <p>【移送の方法】</p> <p>(2) a (省略)</p> <p>b 移管機関は、<u>TEPS 又はTAPS 等</u>を使用する場合は、ターゲットに当該航空機に係るデータブロックが適切に付加されていることを確認した後、移送機能を作動させることにより行うものとする。</p> <p>c (省略)</p> <p>【継受の方法】</p> <p>(3) a (省略)</p> <p>b <u>TEPS 又はTAPS 等</u>を使用している継承機関が移送機能によりレーダー移送を継受する場合は、ターゲットにデータブロックが適切に付加されていることを確認した後、移送機能を作動させることにより行うものとする。</p> <p>c (省略)</p> <p>【レーダーハンドオフ】</p> <p>(4) a 移管機関はレーダーハンドオフを行う場合は、次の要領のいずれかにより行うものとし、継承機関に対し航空機の無線呼出符号、指定した高度及び現在高度を通報する。</p> <p>(a) 継承機関のレーダー画面上において当該ターゲットを指し示す。</p> <p>(b) 継承機関に対し当該機に係る次の事項を通報する。</p> <p>ア 両機関のレーダー画面上に示されたレーダーフィックス又はレーダー移送点(レーダー移送を行うための参照点をいう。)からの距離及び方位(複数の航空機を同時に引き続いてレーダーハンドオフする場合は、先に移送した航空機からの相対位置でもよい。)</p> <p>イ 磁針路又は航跡(既定の経路に合致する場合を除く。)</p> <p>ウ 通常応信させているコードと異なるコードを当該機に応信させている場合は当該コード</p> <p>エ その他必要な事項</p> <p>(用語省略)</p> <p>(c) <u>TEPS又はTAPS 等</u>を使用する場合であって、移送機能を作動させた後、識別の移送が完了するまでの間に当該データブロックにコースト状態を示す略号が表示された場合は、レーダーハンドオフを撤回するか又は(a)若しくは(b)の規定によりレーダーハンドオフを行う。</p> <p>b～f (省略)</p>	<p>c (省略)</p> <p style="text-align: center;">5 レーダー移送</p> <p>【移送の方法】</p> <p>(2) a (省略)</p> <p>b 移管機関は、<u>TAPS 等又はIECS 表示装置</u>を使用する場合は、ターゲットに当該航空機に係るデータブロックが適切に付加されていることを確認した後、移送機能を作動させることにより行うものとする。</p> <p>c (省略)</p> <p>【継受の方法】</p> <p>(3) a (省略)</p> <p>b <u>TAPS 等又はIECS 表示装置</u>を使用している継承機関が移送機能によりレーダー移送を継受する場合は、ターゲットにデータブロックが適切に付加されていることを確認した後、移送機能を作動させることにより行うものとする。</p> <p>c (省略)</p> <p>【レーダーハンドオフ】</p> <p>(4) a 移管機関はレーダーハンドオフを行う場合は、次の要領のいずれかにより行うものとし、継承機関に対し航空機の無線呼出符号、指定した高度及び現在高度を通報する。</p> <p>(a) 継承機関のレーダー画面上において当該ターゲットを指し示す。</p> <p>(b) 継承機関に対し当該機に係る次の事項を通報する。</p> <p>ア 両機関のレーダー画面上に示されたレーダーフィックス又はレーダー移送点(レーダー移送を行うための参照点をいう。)からの距離及び方位(複数の航空機を同時に引き続いてレーダーハンドオフする場合は、先に移送した航空機からの相対位置でもよい。)</p> <p>イ 磁針路又は航跡(既定の経路に合致する場合を除く。)</p> <p>ウ 通常応信させているコードと異なるコードを当該機に応信させている場合は当該コード</p> <p>エ その他必要な事項</p> <p>(用語省略)</p> <p>(c) <u>TAPS 等又はIECS 表示装置</u>を使用する場合であって、移送機能を作動させた後、識別の移送が完了するまでの間に当該データブロックにコースト状態を示す略号が表示された場合は、レーダーハンドオフを撤回するか又は(a)若しくは(b)の規定によりレーダーハンドオフを行う。</p> <p>b～f (省略)</p>	<p>IECS 表示装置→TEPS 語順の変更</p> <p>IECS 表示装置→TEPS 語順の変更</p> <p>IECS 表示装置→TEPS 語順の変更</p>

改正案	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">6 管制間隔</p> <p>【ターゲットの間隔測点】</p> <p>(2) レーダー間隔は、次に掲げる間隔測点間に設定するものとする。</p> <p>(a) <u>一次レーダーターゲット相互間の場合には、一次レーダーターゲットの中心</u></p> <p>(b) <u>コントロールスラッシュ相互間の場合には、相互のコントロールスラッシュの間隔が最小となる点</u></p> <p>(c) <u>一次レーダーターゲットとコントロールスラッシュとの間の場合には、一次レーダーターゲットの中心とコントロールスラッシュとの間隔が最小となる点</u></p> <p>(d) <u>ポジションシンボル(補完ターゲットを含む。)相互間の場合には、ポジションシンボルの中心</u></p> <p>【二次レーダーの距離精度の確認】</p> <p>(3) 二次レーダーターゲットによるレーダー間隔は、次のいずれかの方法により二次レーダー距離精度が確認された場合に限り適用するものとし、二次レーダー距離精度を確認することができないときは二次レーダーターゲットはレーダー交通情報以外の目的に使用しないものとする。</p> <p>(a) 航空機の一次及び二次レーダーターゲットの合位を確認する。ただし、当該機の一次レーダーターゲットの表示を確認し得ない場合には当該レーダー画面上に表示された他の航空機に係るターゲットの合位を確認すれば足りる。</p> <p>(b) 航空機の一次及び二次レーダーターゲットが合位していない場合には、二次レーダーの変位が2海里の範囲内で当該施設について定められた変位距離及び変位方位に合致することを確認する。</p> <p>注 <u>TEPS</u> については、二次レーダー距離監視装置により照合され、異常発生時には保守機関から通知される。</p> <p>【レーダー間隔の最低基準】</p> <p>(4) a 航空機相互間におけるレーダー間隔の最低基準は、次に掲げるとおりとする。この場合これらの一次レーダーターゲット、コントロールスラッシュ又は<u>ポジションシンボル</u>は、垂直間隔が設定されている場合を除き、それぞれ相互に接触させてはならない。</p> <p>(a) <u>TEPS</u> を使用する場合 レーダーサイトからの距離にかかわらず、5海里</p> <p>(b) <u>TAPS等</u> を使用する場合 ア レーダーサイトから40海里未満のところでは、3海里 イ レーダーサイトから40海里以遠のところでは、5海里 ウ 補完ターゲットにかかる場合はレーダーサイトからの距離にかかわらず、5海</p>	<p style="text-align: center;">6 管制間隔</p> <p>【ターゲットの間隔測点】</p> <p>(2) レーダー間隔は、次に掲げる間隔測点間に設定するものとする。</p> <p>(a) <u>デジタルモードによる場合</u> レーダーポジションシンボルが表示されているターゲット(補完ターゲットを含む。)相互間の場合には、<u>レーダーポジションシンボルの中心点</u></p> <p>(b) <u>デジタルモードによらない場合</u> ア 一次レーダーターゲット相互間の場合にはターゲットの中心点 イ <u>コントロールスラッシュ相互間の場合には相互のコントロールスラッシュの間隔が最小となる点</u> ウ 一次レーダーターゲットとコントロールスラッシュとの間の場合には一次レーダーターゲットの中心点とコントロールスラッシュとの間隔が最小となる点 エ 補完ターゲット相互間の場合には、<u>トラックシンボル相互間の間隔が最小となる点</u> オ <u>補完ターゲットと一次レーダーターゲットとの間の場合には、トラックシンボルと一次レーダーターゲットの中心点の間隔が最小となる点</u> カ <u>補完ターゲットとコントロールスラッシュとの間の場合には、トラックシンボルとコントロールスラッシュの間隔が最小となる点</u></p> <p>【二次レーダーの距離精度の確認】</p> <p>(3) 二次レーダーターゲットによるレーダー間隔は、次のいずれかの方法により二次レーダー距離精度が確認された場合に限り適用するものとし、二次レーダー距離精度を確認することができないときは二次レーダーターゲットはレーダー交通情報以外の目的に使用しないものとする。</p> <p>(a) 航空機の一次及び二次レーダーターゲットの合位を確認する。ただし、当該機の一次レーダーターゲットの表示を確認し得ない場合には当該レーダー画面上に表示された他の航空機に係るターゲットの合位を確認すれば足りる。</p> <p>(b) 航空機の一次及び二次レーダーターゲットが合位していない場合には、二次レーダーの変位が2海里の範囲内で当該施設について定められた変位距離及び変位方位に合致することを確認する。</p> <p>注 <u>IECS</u> 表示装置については、二次レーダー距離監視装置により照合され、異常発生時には保守機関から通知される。</p> <p>【レーダー間隔の最低基準】</p> <p>(4) a 航空機相互間におけるレーダー間隔の最低基準は、次に掲げるとおりとする。この場合これらの一次レーダーターゲット、コントロールスラッシュ又は<u>レーダーポジションシンボル</u>は、垂直間隔が設定されている場合を除き、それぞれ相互に接触させてはならない。</p> <p>(a) <u>IECS</u> 表示装置を使用する場合 レーダーサイトからの距離にかかわらず、5海里</p> <p>(b) <u>IECS</u> 表示装置以外を使用する場合 ア レーダーサイトから40海里未満のところでは、3海里 イ レーダーサイトから40海里以遠のところでは、5海里 ウ 補完ターゲットにかかる場合はレーダーサイトからの距離にかかわらず、5海</p>	<p>従来のデジタルモードによらない補完ターゲットに係る規程を削除、項番の見直し、及び表現の変更</p> <p>IECS 表示装置→TEPS</p> <p>名称変更</p> <p>IECS 表示装置→TEPS</p> <p>IECS 表示装置以外→TAPS 等</p>

改正案	現 行	備 考
<p>里</p> <p>b (省略)</p> <p>【管轄区域等境界線との間隔】</p> <p>(6) a 隣接する管制空域においてレーダー間隔が適用されている場合は、特に調整がない限り、その管轄区域境界線とレーダー管制中の航空機の(2)に定める間隔測点との間に、次に掲げる基準値以上の間隔を維持するものとする。</p> <p>(a) TEPS を使用する場合 レーダーサイトからの距離にかかわらず、2.5 海里</p> <p>(b) TAPS 等 を使用する場合 ア レーダーサイトから40 海里未満のところでは、1.5 海里 イ レーダーサイトから40 海里以遠のところでは、2.5 海里 ウ 補完ターゲットにかかる場合はレーダーサイトからの距離にかかわらず、2.5 海里</p> <p>b 隣接する管制空域においてレーダー間隔が適用されていない場合は、その管轄区域境界線とレーダー管制中の航空機の(2)に定める間隔測点との間に、次に掲げる基準値以上の間隔を維持するものとする。ただし、(II)2(4)b(a)に定める保護空域と隣接する管轄区域が重複しない場合における、当該保護空域内に存する経路を飛行する航空機と当該管轄区域の境界線との間については、この限りでない。</p> <p>(a) TEPS を使用する場合 レーダーサイトからの距離にかかわらず、5 海里</p> <p>(b) TAPS等 を使用する場合 ア レーダーサイトから40 海里未満のところでは、3 海里 イ レーダーサイトから40 海里以遠のところでは、5 海里 ウ 補完ターゲットにかかる場合はレーダーサイトからの距離にかかわらず、5 海里</p> <p>c 民間訓練試験空域及び自衛隊訓練／試験空域との間隔についてはbの規定による。</p> <p>d 回廊との間隔については、当該回廊空域の外縁線に一次レーダーターゲット、コントロールスラッシュ又はポジションシンボルのいずれも接触させないものとする。</p> <p>e aの規定にかかわらず、PCA を飛行するVFR 機については、当該機の一次レーダーターゲット、コントロールスラッシュ又はポジションシンボルのいずれも管轄区域境界線と接触させないものとする。</p> <p>【レーダー画面周縁における間隔】</p> <p>(7) 次に掲げる範囲内においては、レーダー画面外へ飛行する航空機と当該機の高度を通過して上昇又は降下する航空機との間にレーダー間隔を適用してはならない。</p> <p>(a) TEPS を使用する場合 レーダーサイトからの距離にかかわらずレーダー画面周縁から、5 海里</p> <p>(b) TAPS等 を使用する場合 ア レーダーサイトから40 海里未満のところではレーダー画面周縁から、3 海里 イ レーダーサイトから40 海里以遠のところではレーダー画面周縁から、5 海里 ウ 補完ターゲットにかかる場合はレーダーサイトからの距離にかかわらずレーダー画</p>	<p>里</p> <p>b (省略)</p> <p>【管轄区域等境界線との間隔】</p> <p>(6) a 隣接する管制空域においてレーダー間隔が適用されている場合は、特に調整がない限り、その管轄区域境界線とレーダー管制中の航空機の(2)に定める間隔測点との間に、次に掲げる基準値以上の間隔を維持するものとする。</p> <p>(a) IECS 表示装置を使用する場合 レーダーサイトからの距離にかかわらず、2.5 海里</p> <p>(b) IECS 表示装置以外を使用する場合 ア レーダーサイトから40 海里未満のところでは、1.5 海里 イ レーダーサイトから40 海里以遠のところでは、2.5 海里 ウ 補完ターゲットにかかる場合はレーダーサイトからの距離にかかわらず、2.5 海里</p> <p>b 隣接する管制空域においてレーダー間隔が適用されていない場合は、その管轄区域境界線とレーダー管制中の航空機の(2)に定める間隔測点との間に、次に掲げる基準値以上の間隔を維持するものとする。ただし、(II)2(4)b(a)に定める保護空域と隣接する管轄区域が重複しない場合における、当該保護空域内に存する経路を飛行する航空機と当該管轄区域の境界線との間については、この限りでない。</p> <p>(a) IECS 表示装置を使用する場合 レーダーサイトからの距離にかかわらず、5 海里</p> <p>(b) IECS 表示装置以外を使用する場合 ア レーダーサイトから40 海里未満のところでは、3 海里 イ レーダーサイトから40 海里以遠のところでは、5 海里 ウ 補完ターゲットにかかる場合はレーダーサイトからの距離にかかわらず、5 海里</p> <p>c 自衛隊及び民間訓練／試験空域との間隔についてはbの規定による。</p> <p>d 回廊との間隔については、当該回廊空域の外縁線に一次レーダーターゲット、コントロールスラッシュ又はレーダーポジションシンボルのいずれも接触させないものとする。</p> <p>e aの規定にかかわらず、PCA を飛行するVFR 機については、当該機の一次レーダーターゲット、コントロールスラッシュ又はレーダーポジションシンボルのいずれも管轄区域境界線と接触させないものとする。</p> <p>【レーダー画面周縁における間隔】</p> <p>(7) 次に掲げる範囲内においては、レーダー画面外へ飛行する航空機と当該機の高度を通過して上昇又は降下する航空機との間にレーダー間隔を適用してはならない。</p> <p>(a) IECS 表示装置を使用する場合 レーダーサイトからの距離にかかわらずレーダー画面周縁から、5 海里</p> <p>(b) IECS 表示装置以外を使用する場合 ア レーダーサイトから40 海里未満のところではレーダー画面周縁から、3 海里 イ レーダーサイトから40 海里以遠のところではレーダー画面周縁から、5 海里 ウ 補完ターゲットにかかる場合はレーダーサイトからの距離にかかわらずレーダー画</p>	<p>IECS 表示装置→TEPS</p> <p>IECS 表示装置以外→TAPS 等</p> <p>IECS 表示装置→TEPS</p> <p>IECS 表示装置以外→TAPS 等</p> <p>名称の統一</p> <p>名称変更</p> <p>名称変更</p> <p>IECS 表示装置→TEPS</p> <p>IECS 表示装置以外→TAPS 等</p>

改正案	現 行	備 考																																																																																																																																
<p>面周縁から、5海里</p> <p>【レーダー間隔の特例】</p> <p>(11) a 次に掲げるすべての条件が満足される場合、航空機相互間にはレーダー間隔が設定されているものとみなす。ただし、TEPSを使用する場合は除くものとする。</p> <p>(a) レーダー画面上で垂直間隔が設定されている両機が相互に擦過したか、又は一方の航空機が他方の航空機後方の経路を横断した場合</p> <p>(b) 両機の一次レーダーターゲット、コントロールスラッシュ又はポジションシンボルが接触しないことが確実である場合 (以下省略)</p> <p style="text-align: center;">8 到着機</p> <p style="text-align: center;">8-4 同時平行ILS進入</p> <p>【航空機への指示】</p> <p>(7) a 略 b 略 c 略</p> <p>注1 航空機がNTZに侵入した場合は、ポジションシンボルの中心がNTZに侵入した時点とする。 (以下省略)</p> <p style="text-align: center;">1 5 補足業務</p> <p style="text-align: center;">別表1 二次レーダー管制機関別特定コード</p> <table border="1" data-bbox="141 970 960 1414"> <thead> <tr> <th>管制機関名</th> <th>コード番号</th> <th>管制機関名</th> <th>コード番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>札幌 ACC</td><td>2200, 2400, 3300, 3400</td><td>千 歳</td><td>0400, 2300</td></tr> <tr><td>東京 ACC</td><td>2200, 2400, 3300, 3400</td><td>大 湊</td><td>2500</td></tr> <tr><td>福岡 ACC</td><td>2200, 2400, 3300, 3400</td><td>三 沢</td><td>5400, 6000</td></tr> <tr><td>神戸 ACC</td><td>2200, 2400, 3300, 3400</td><td>八 戸</td><td>1700</td></tr> <tr><td>函 館</td><td>5600</td><td>松 島</td><td>5200</td></tr> <tr><td>仙 台</td><td>2300</td><td>宇 都 宮</td><td>5500</td></tr> <tr><td>新 潟</td><td>2100</td><td>小 松</td><td>6000, 7000</td></tr> <tr><td>東 京</td><td>2100, 2300, 3200, 3600, 3700, 5600, 5700</td><td>百 里</td><td>5200, 5400</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>入 間</td><td>6400</td></tr> <tr><td>中 部</td><td>5200</td><td>立 川</td><td>6200</td></tr> <tr><td>関 西</td><td>2100, 2300, 2500, 5600, 5700, 7000</td><td>下 総</td><td>6000</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>美 保</td><td>5400</td></tr> <tr><td>広 島</td><td>6000</td><td>厚 木</td><td>2500</td></tr> <tr><td>福 岡</td><td>5200, 5400</td><td>名 古 屋</td><td>5400</td></tr> <tr><td>大 分</td><td>6400</td><td>館 山</td><td>7000</td></tr> </tbody> </table>	管制機関名	コード番号	管制機関名	コード番号	札幌 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	千 歳	0400, 2300	東京 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	大 湊	2500	福岡 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	三 沢	5400, 6000	神戸 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	八 戸	1700	函 館	5600	松 島	5200	仙 台	2300	宇 都 宮	5500	新 潟	2100	小 松	6000, 7000	東 京	2100, 2300, 3200, 3600, 3700, 5600, 5700	百 里	5200, 5400			入 間	6400	中 部	5200	立 川	6200	関 西	2100, 2300, 2500, 5600, 5700, 7000	下 総	6000			美 保	5400	広 島	6000	厚 木	2500	福 岡	5200, 5400	名 古 屋	5400	大 分	6400	館 山	7000	<p>面周縁から、5海里</p> <p>【レーダー間隔の特例】</p> <p>(11) a 次に掲げるすべての条件が満足される場合、航空機相互間にはレーダー間隔が設定されているものとみなす。ただし、IECS 表示装置を使用する場合は除くものとする。</p> <p>(a) レーダー画面上で垂直間隔が設定されている両機が相互に擦過したか、又は一方の航空機が他方の航空機後方の経路を横断した場合</p> <p>(b) 両機の一次レーダーターゲット、コントロールスラッシュ又はレーダーポジションシンボルが接触しないことが確実である場合 (以下省略)</p> <p style="text-align: center;">8 到着機</p> <p style="text-align: center;">8-4 同時平行ILS進入</p> <p>【航空機への指示】</p> <p>(7) a 略 b 略 c 略</p> <p>注1 航空機がNTZに侵入した場合は、レーダーポジションシンボルの中心がNTZに侵入した時点とする。 (以下省略)</p> <p style="text-align: center;">1 5 補足業務</p> <p style="text-align: center;">別表1 二次レーダー管制機関別特定コード</p> <table border="1" data-bbox="983 970 1803 1414"> <thead> <tr> <th>管制機関名</th> <th>コード番号</th> <th>管制機関名</th> <th>コード番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>札幌 ACC</td><td>2200, 2400, 3300, 3400</td><td>千 歳</td><td>0400, 2300</td></tr> <tr><td>東京 ACC</td><td>2200, 2400, 3300, 3400</td><td>大 湊</td><td>2500</td></tr> <tr><td>福岡 ACC</td><td>2200, 2400, 3300, 3400</td><td>三 沢</td><td>5400, 6000</td></tr> <tr><td>那覇 ACC</td><td>2200, 2400, 3300, 3400</td><td>八 戸</td><td>1700</td></tr> <tr><td>函 館</td><td>5600</td><td>松 島</td><td>5200</td></tr> <tr><td>仙 台</td><td>2300</td><td>宇 都 宮</td><td>5500</td></tr> <tr><td>新 潟</td><td>2100</td><td>小 松</td><td>6000, 7000</td></tr> <tr><td>東 京</td><td>2100, 2300, 3200, 3600, 3700, 5600, 5700</td><td>百 里</td><td>5200, 5400</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>入 間</td><td>6400</td></tr> <tr><td>中 部</td><td>5200</td><td>立 川</td><td>6200</td></tr> <tr><td>関 西</td><td>2100, 2300, 2500, 5600, 5700, 7000</td><td>下 総</td><td>6000</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>美 保</td><td>5400</td></tr> <tr><td>広 島</td><td>6000</td><td>厚 木</td><td>2500</td></tr> <tr><td>福 岡</td><td>5200, 5400</td><td>名 古 屋</td><td>5400</td></tr> <tr><td>大 分</td><td>6400</td><td>館 山</td><td>7000</td></tr> </tbody> </table>	管制機関名	コード番号	管制機関名	コード番号	札幌 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	千 歳	0400, 2300	東京 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	大 湊	2500	福岡 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	三 沢	5400, 6000	那覇 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	八 戸	1700	函 館	5600	松 島	5200	仙 台	2300	宇 都 宮	5500	新 潟	2100	小 松	6000, 7000	東 京	2100, 2300, 3200, 3600, 3700, 5600, 5700	百 里	5200, 5400			入 間	6400	中 部	5200	立 川	6200	関 西	2100, 2300, 2500, 5600, 5700, 7000	下 総	6000			美 保	5400	広 島	6000	厚 木	2500	福 岡	5200, 5400	名 古 屋	5400	大 分	6400	館 山	7000	<p>IECS 表示装置→TEPS</p> <p>名称変更</p> <p>名称変更</p> <p>組織名称の変更</p>
管制機関名	コード番号	管制機関名	コード番号																																																																																																																															
札幌 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	千 歳	0400, 2300																																																																																																																															
東京 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	大 湊	2500																																																																																																																															
福岡 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	三 沢	5400, 6000																																																																																																																															
神戸 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	八 戸	1700																																																																																																																															
函 館	5600	松 島	5200																																																																																																																															
仙 台	2300	宇 都 宮	5500																																																																																																																															
新 潟	2100	小 松	6000, 7000																																																																																																																															
東 京	2100, 2300, 3200, 3600, 3700, 5600, 5700	百 里	5200, 5400																																																																																																																															
		入 間	6400																																																																																																																															
中 部	5200	立 川	6200																																																																																																																															
関 西	2100, 2300, 2500, 5600, 5700, 7000	下 総	6000																																																																																																																															
		美 保	5400																																																																																																																															
広 島	6000	厚 木	2500																																																																																																																															
福 岡	5200, 5400	名 古 屋	5400																																																																																																																															
大 分	6400	館 山	7000																																																																																																																															
管制機関名	コード番号	管制機関名	コード番号																																																																																																																															
札幌 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	千 歳	0400, 2300																																																																																																																															
東京 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	大 湊	2500																																																																																																																															
福岡 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	三 沢	5400, 6000																																																																																																																															
那覇 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	八 戸	1700																																																																																																																															
函 館	5600	松 島	5200																																																																																																																															
仙 台	2300	宇 都 宮	5500																																																																																																																															
新 潟	2100	小 松	6000, 7000																																																																																																																															
東 京	2100, 2300, 3200, 3600, 3700, 5600, 5700	百 里	5200, 5400																																																																																																																															
		入 間	6400																																																																																																																															
中 部	5200	立 川	6200																																																																																																																															
関 西	2100, 2300, 2500, 5600, 5700, 7000	下 総	6000																																																																																																																															
		美 保	5400																																																																																																																															
広 島	6000	厚 木	2500																																																																																																																															
福 岡	5200, 5400	名 古 屋	5400																																																																																																																															
大 分	6400	館 山	7000																																																																																																																															

改正案				現 行				備 考	
長 崎	6000	浜 松	5300, 5500	長 崎	6000	浜 松	5300, 5500		
熊 本	5600	明 野	2100	熊 本	5600	明 野	2100		
鹿 児 島	0400, 1700, 2300, 5300	徳 島	0400	鹿 児 島	0400, 1700, 2300, 5300	徳 島	0400	名称変更	
那 覇	2300, 5700	芦 屋	4600	那 覇	2300, 5700	芦 屋	4600		
先 島	6000	築 城	2500, 7000	先 島	6000	築 城	2500, 7000		
札 幌	5200	新 田 原	5500	札 幌	5200	新 田 原	5500		
十 勝	2100	鹿 屋	2100	十 勝	2100	鹿 屋	2100		
		硫 黄 島	2500			硫 黄 島	2500		
(V) 特別管制方式				(V) 特別管制方式					名称変更
1 東京国際空港における同時LDA進入				1 東京国際空港における同時LDA進入					
【航空機への指示】				【航空機への指示】					
(7) a 略				(7) a 略					
b 略				b 略					
c 略				c 略					
注1 航空機がNTZに侵入した場合は、 <u>ポジションシンボル</u> の中心がNTZ に侵入した時点とする。 (以下省略)				注1 航空機がNTZに侵入した場合は、 <u>レーダーポジションシンボル</u> の中心がNTZ に侵入した時点とする。 (以下省略)					
2 成田国際空港における同時平行出発				2 成田国際空港における同時平行出発					
【レーダー管制方式】				【レーダー管制方式】					
(7) a 出域管制席は、以下の場合は、直ちに管制下機に対し回避のための誘導を行うものとする。ただし、(II) 2 (2) 又は(IV) 6 (4) に規定された管制間隔が設定されている場合はこの限りではない。 (a) 管制下機が DNTZ に侵入した場合若しくは侵入するおそれのある場合又は隣接滑走路からの出発機が DNTZ に侵入した場合若しくは侵入することが確実であると判断した場合。 注 航空機のDNTZへの侵入とは、 <u>ポジションシンボル</u> の中心がDNTZに侵入することをいう。 (以下省略)				(7) a 出域管制席は、以下の場合は、直ちに管制下機に対し回避のための誘導を行うものとする。ただし、(II) 2 (2) 又は(IV) 6 (4) に規定された管制間隔が設定されている場合はこの限りではない。 (a) 管制下機が DNTZ に侵入した場合若しくは侵入するおそれのある場合又は隣接滑走路からの出発機が DNTZ に侵入した場合若しくは侵入することが確実であると判断した場合。 注 航空機のDNTZへの侵入とは、 <u>レーダーポジションシンボル</u> の中心がDNTZに侵入することをいう。 (以下省略)					
4 新千歳空港及び千歳飛行場における同時平行ILS／精測レーダー進入				4 新千歳空港及び千歳飛行場における同時平行ILS／精測レーダー進入					
【航空機への指示】				【航空機への指示】					
(8) a 略				(8) a 略					
b 略				b 略					

改正案	現 行	備 考
<p>c 略 注 航空機がNTZに侵入した場合は、<u>ポジションシンボル</u>の中心がNTZに侵入したときをいう。</p> <p style="text-align: center;">V 管制書類様式記入要領</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">9 管制月間交通量報告書（航空路）（第 11 号様式）</p> <p>(1) 「出発機 (Departure)」欄 当該管制機関のIFRクリアランスによって出発した航空機の数を記入する。空中で IFR クリアランスを受理した航空機の機数もこれに含める。 <u>(削除)</u></p> <p>(2) 「到着機 (Arrival)」欄 当該管制機関の管轄空域内の飛行場に<u>IFR</u>で到着した航空機の数を記入する。</p> <p>(3) 「通過機 (Over)」欄 他の管制機関が発出したIFRクリアランスによって出発し、当該管制機関の管轄空域を通過した航空機の数を記入する。 <u>(削除)</u></p> <p>(4) 「日本民間機」欄 これはすべての日本国籍民間機であり、海上保安庁、航空大学校所属の航空機も含む。なお、外国国籍民間機であって日本の航空事業者によって使用されている航空機はこれに含む。</p> <p>(5) 「外国民間機」欄 日本民間機として数えられない民間機すべてをここに記入する。軍によってチャーターされた外国民間機を含む。</p> <p>(6) 「日本軍用機」欄 航空、海上及び陸上自衛隊の航空機の数を記入する。</p> <p>(7) 「外国軍用機」欄 外国軍用機の数をここに記入する。</p> <p>(8) 「取扱機数合計」欄 出発機、到着機及び通過機を含めた総機数を記入する。 <u>(削除)</u></p>	<p>c 略 注 航空機がNTZに侵入した場合は、<u>レーダーポジションシンボル</u>の中心がNTZに侵入したときをいう。</p> <p style="text-align: center;">V 管制書類様式記入要領</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">9 管制月間交通量報告書（航空路）（第 11 号様式）</p> <p>(1) 「出発機 (Departure)」欄 当該管制機関の IFR クリアランスによって出発した航空機の数を記入する。空中で IFR クリアランスを受理した航空機の機数もこれに含める。 <u>算出方法は全ストリップから出発機用ストリップ及び空中で IFR クリアランスを受理した場合の最初のストリップを抽出して数える。</u></p> <p>(2) 「到着機 (Arrival)」欄 当該管制機関の管轄空域内の飛行場に到着した航空機の数を記入する。 <u>算出方法は到着ストリップを抽出して数える。</u></p> <p>(3) 「通過機 (Over)」欄 他の管制機関が発出した IFR クリアランスによって出発し、当該管制機関の管轄空域を通過した航空機の数を記入する。 <u>算出方法は FIR 境界線又は管制責任移管点におけるストリップを抽出して数える。</u></p> <p>(4) 「日本民間機」欄 これはすべての日本国籍民間機であり、海上保安庁、航空大学校所属の航空機も含む。なお、外国国籍民間機であって日本の航空事業者によって使用されている航空機はこれに含む。</p> <p>(5) 「外国民間機」欄 日本民間機として数えられない民間機すべてをここに記入する。軍によってチャーターされた外国民間機を含む。</p> <p>(6) 「日本軍用機」欄 航空、海上及び陸上自衛隊の航空機の数を記入する。</p> <p>(7) 「外国軍用機」欄 外国軍用機の数をここに記入する。</p> <p>(8) 「取扱機数合計」欄 出発機、到着機及び通過機を含めた総機数を記入する。</p> <p>(9) 「備考」欄 a 洋上 <u>この欄に軍民を含む OCEANIC FLIGHT の数を記入する。</u></p>	<p>名称変更</p> <p>現状にそぐわないため削除</p> <p>現状にそぐわないため削除 文言の追加</p> <p>現状にそぐわないため削除</p> <p>現状にそぐわないため削除</p>

改正案	現 行	備 考
<p>(9) この報告書は毎月初めに前月分を集計二部作成し、一部を各機関で保管しもう一部を 本局交通管制部管制課長に提出する。</p>	<p>b 24,000+</p> <p><u>この欄に高度24,000フィート以上で飛行した軍用機及び民間機の数を別々に記入する。</u> <u>ターボジェット機でV/⑥で飛行したものは 24,000 フィート以上で飛行したものとして</u> <u>ここに数える。</u></p> <p>c IFR STRIPS</p> <p><u>この欄に使用したIFRストリップの総数を記入する(AMISストリップを除く。)</u></p> <p>(10) この報告書は毎月初めに前月分を集計二部作成し、一部を各機関で保管しもう一部を 本局交通管制部管制課長に提出する。</p>	<p>項番繰り上げ</p>

改正案

第11号様式

管制月間交通量報告書（航空路）

年 月

日 付	出 発 (Departure)				到 着 (Arrival)				通 過 (Over)				取扱 機数 合計			
	民間		軍用		小計	民間		軍用		小計	民間			軍用		小計
	日本	外国	日本	外国		日本	外国	日本	外国		日本	外国		日本	外国	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
31																
合計																

様式11号

管制機関名 _____ 作成年月日 _____ 氏名 _____

現 行

第11号様式

管制月間交通量報告書（航空路）

年 月

日 付	出 発 (Departure)				到 着 (Arrival)				通 過 (Over)				取扱 機数 合計	備 考					
	民間		軍用		小計	民間		軍用		小計	民間			軍用		小計	洋上	24000+	IFR STRIPS
	日本	外国	日本	外国		日本	外国	日本	外国		日本	外国		日本	外国				
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			
31																			
合計																			

様式11号

管制機関名 _____ 作成年月日 _____ 氏名 _____

備 考

「備考」欄を削除